

2021 I C B A 第 26 号
令和 4 年 1 月 2 1 日

各都道府県
建築主務課御中

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）

畜舎建築特例法を踏まえた共用 DB 利用について（照会）

日頃より建築行政共用データベースをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「畜舎建築特例法」という。）に基づき、各都道府県、他の都道府県又はその指示等を受けて指定確認検査機関が、畜舎建築利用計画の認定事務を行う場合には、建築士資格等を確認する必要があるところです。

ICBA は、この建築士資格等の確認に当たって、共用 DB の建築士・事務所登録閲覧システム（照会）（以下「建築士閲覧システム」という。）を利用できるように対応することとしました。

この対応に当たっては、貴庁が登録した 2 級建築士及び木造建築士の情報を、各都道府県及び他の都道府県等が、建築士閲覧システムにより利用することについて、建築士情報の登録主体である貴庁に許諾をいただく必要があります。

そのため今般、貴庁の許諾の是非について照会させていただくこととしました。

別途、国土交通省住宅局建築指導課から令和 4 年 1 月 21 日付け事務連絡「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行に伴う他都道府県への二級・木造建築士登録情報の提供について（依頼）」（参考 1）が発出されていますので趣旨をご考慮のうえ、ご回答いただければ幸いです。

なお、一級建築士の資格確認に当たっての建築士閲覧システムの利用については、国土交通省より許諾する旨の連絡を受けています。

また当面、建築士閲覧システムを含む共用 DB の令和 4 年度の利用契約については、従来の文面を踏襲した契約書（畜舎建築利用計画の認定事務による利用を想定していないもの）により締結させていただく予定です。

今般、許諾いただいた場合には、共用 DB 利用契約書の読替通知（通知案は別紙のとおり。）を令和 4 年 3 月下旬に発出して、契約に反映させていただくこととします。

なお、令和 5 年度の利用契約においては契約書文面に反映する予定です。

つきましては添付の回答用紙にご記入いただき、令和 4 年 1 月 31 日（月）まで下記照会先にメールにてご回答いただくようお願いします。

※参考：スケジュールイメージ

日程	1/21	～1/31 まで	2～3 月	3 月下旬	4/1～
実施事項等	ICBA から 都道府県へ 本照会	都道府県から ICBA へ 照会への回答	都道府県と ICBA 共用 DB 利用契 約（従来文面） の締結手続き	ICBA から 都道府県へ 許諾の場合、 契約読替通知	畜舎特例法施行 契約期間開始

照会先
一般財団法人建築行政情報センター
契約管理課 海野（うみの）
電話：03（5225）7703
メール：gr-keiyaku@icba.or.jp

回答用紙

(回答先： ICBA 海野)

畜舎建築特例法を踏まえた令和4年度の共用DB利用について

回答日 令和4年__月__日

回答担当者 (都道府県) _____ (ご所属) _____ (お名前) _____

令和4年4月1日からの共用DB利用に当たっての次の照会について、該当する回答に
チェックマークをご記入した電子ファイルをメールに添付して

ICBAの海野 (gr-keiyaku@icba.or.jp) 宛てに

令和4年1月31日(月)までご回答ください。

【照会】

畜舎建築特例法による畜舎建築利用計画の認定事務が行われる場合に、貴庁が登録した二級・木造建築士に関する情報を、都道府県及び他の都道府県等が建築士閲覧システムを利用して照会することについて、許諾しますか。

【回答】

☐ 許諾する

☐ 回答保留又は許諾しない

別紙

（令和４年度における共用データベース利用契約の読替通知案）

※実際の通知においては、都道府県ごとの契約内容を踏まえて、固有名称、条項番号等
が変わる場合があります。

2021 I C B A 第●号

令和４年３月■日

●●●知事 殿

一般財団法人建築行政情報センター

理事長 後藤 隆之

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律を踏まえた
建築行政共用データベースシステムの平成４年度の利用に係る
契約書における読み替えについて（通知）

平素より建築行政共用データベースシステムのご利用をいただき厚く御礼申し上げます。

当センターでは、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号。以下「畜舎建築特例法」という。）に基づいて行われる事務において、都道府県等が畜舎等を設計する建築士の資格等を確認する場合に、建築行政共用データベースをご利用いただけるようにすることとしました。

つきましては、建築行政共用データベースシステムの平成４年度の利用に係る●●●知事と一般財団法人建築行政情報センター理事長とによる建築行政共用データベースシステム（総合管理センター環境）利用契約書（以下「共用 DB 利用契約書」という。）及び契約サブシステム詳細（建築士・事務所登録閲覧システム（照会）編）（以下「建築士閲覧システム詳細編」という。）において、以下の表１（１）から（３）及び表２のそれぞれイ欄の語についてロ欄のとおり読み替えることとします。

読み替えについて異議がございましたら、お申し出ください。

お申し出がない限り、共用 DB 利用契約書及び建築士閲覧システム詳細編において当該読み替えが有効なものとして、ご同意いただいたものとします。

表 1：共用 DB 利用契約書各条における読み替え

	イ	ロ
(1)	建築行政事務	建築行政事務（ <u>畜舎建築特例法第 3 条第 1 項の認定又は同法第 4 条第 1 項の変更の認定に係る審査の事務（同法第 3 条第 3 項第 4 号（同法第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）を含む。</u> ）
(2)	建築行政事務情報	建築行政事務情報（ <u>畜舎建築特例法第 3 条第 1 項の認定又は同法第 4 条第 1 項の変更の認定に係る審査の事務（同法第 3 条第 3 項第 4 号（同法第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に関する情報を含む。</u> ）
(3)	建築行政	建築行政（ <u>畜舎建築特例法第 3 条第 1 項の認定又は同法第 4 条第 1 項の変更の認定に係る審査の事務（同法第 3 条第 3 項第 4 号（同法第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に関する行政を含む。</u> ）

表 2：建築士閲覧システム詳細編第 1 条における読み替え

イ	ロ
特定行政庁、	都道府県（ <u>畜舎建築特例法第 3 条第 1 項の認定又は同法第 4 条第 1 項の変更の認定に係る審査の事務（同法第 3 条第 3 項第 4 号（同法第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）を行う場合に限る。</u> ）、特定行政庁、

照会先 一般財団法人建築行政情報センター
 契約管理課 海野（うみの）
 電話：03（5225）7703
 メール：gr-keiyaku@icba.or.jp

(参考1)

(写)

事務連絡

令和4年1月21日

各都道府県

建築主務課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行に伴う
他都道府県への二級・木造建築士登録情報の提供について（依頼）

平素より建築行政にご尽力いただき、ありがとうございます。

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律では、認定畜舎等は建築士の設計に係るものでなければならないとされていますが、畜舎建築利用計画の認定の事務において、設計者及び工事監理者の資格、登録番号及び氏名を確認いただくことを想定しており、その簡便な方法として建築行政共用データベースシステムの建築士・事務所登録閲覧システム（以下「建築士システム」という。）を利用する方法が考えられます。

建築士システムでは、各都道府県の管理する建築士登録情報（二級・木造関連）を他の都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関（以下「他の都道府県等」という。）が利用することについて、一定条件のもとで当該都道府県が許諾していると承知しております。

今後、新たに畜舎建築利用計画認定事務において建築士システムを利用するためには、各都道府県による許諾手続が必要となります。

つきましては、建築士システムにおける二級・木造建築士登録情報を他の都道府県等も利用可能とするための手続についてご検討の上、一般財団法人建築行政情報センターと調整いただきたく、ご協力方お願いします。

なお、建築士システムにおける一級建築士登録情報を畜舎建築利用計画認定事務を目的に各都道府県及び他の都道府県等が利用することにつきましては、既に国土交通省として許諾しておりますので申し添えます。

以上

問合せ先

国土交通省 住宅局 建築指導課

電話 03-5253-8111（内線 39-538）

(参考2)

令和4年度共用データベース利用契約書例における読替箇所

※太字箇所が読み替え対象。実際の契約書においては、条項番号等が異なる場合があります。

建築行政共用データベースシステム
(総合管理センター環境)
利用契約書

利用機関名 (以下「甲」という。) と一般財団法人建築行政情報センター (以下「乙」という。) は、次のとおり建築行政共用データベースシステム利用契約 (以下「本契約」という。) を締結する。

(目的)

第1条 甲及び乙は、協力して建築行政共用データベースシステム (以下「データベースシステム」という。) を構築し、**建築行政事務**に関する情報 (以下「**建築行政事務情報**」という。) をシステム内に保管し、国、都道府県、特定行政庁、指定確認検査機関、中央指定登録機関、都道府県指定登録機関、指定事務所登録機関及び指定構造計算適合性判定機関からの照会、閲覧並びに**建築行政事務情報**の保管、利用の便を図る。

(契約サブシステム)

第2条 データベースシステムは、次のサブシステムにより構成される。

- ① 台帳登録閲覧システム
- ② 通知・報告配信システム
- ③ 建築士・事務所登録閲覧システム (照会)
- ④ 建築士・事務所登録閲覧システム (登録)
- ⑤ 法令・大臣認定データベース

甲及び乙は、上記サブシステムのうち、本契約の対象を、

①、②、③及び⑤ (以下「契約サブシステム」という。) とすることに合意する。

- 2 乙は、データベースシステムを乙が設置する総合管理センターにて管理する。乙は、データベースシステムの維持管理を、専門能力を有する者に委託することができる。この場合、乙は受託者の行為について責任を負う。
- 3 甲は、甲が保有する**建築行政事務情報**を第7条に規定する接続環境を介し

て、契約サブシステムに登録することができる。

乙は、甲が登録した**建築行政事務情報**の保管及び第1条記載の者からの照会、閲覧に関するシステム処理を行う。

乙が行う契約サブシステムに係る電算処理業務の詳細は、契約サブシステム詳細（別紙2）に記載する。

- 4 甲は、契約サブシステムにアクセスして必要な**建築行政事務情報**を得ることができる。甲は、**建築行政事務情報**を自らの**建築行政**の遂行に必要な目的以外に使用してはならない。また、甲内部の**建築行政**に携わらない者及びその他の第三者に**建築行政事務情報**を漏えい、開示してはならない。
- 5 乙は、契約サブシステム利用のために、甲に対しユーザーID及びパスワードを発行する。甲は、契約サブシステムの利用に当たり、ユーザーID及びパスワードを入力しなければならない。甲は、ユーザーID及びパスワードを利用規約（別紙1）に従い管理する。
- 6 乙がユーザーID及びパスワードを指定確認検査機関にあてて発行したときは、特定行政庁は、それらを情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（省令を含む。以下「デジタル行政推進法」という。）に基づき、乙が特定行政庁の委任を受けて発行した識別番号及び暗証番号として取り扱う。
- 7 乙が行うシステムサポート業務の詳細は、システムサポート詳細（別紙3）に記載する。
- 8 乙は、契約サブシステムに登録された**建築行政事務情報**を漏えいしないよう、契約サブシステムを厳正に管理する。特に個人情報保護の観点から、十分な管理を行う。

（署名等に代わる措置）

第3条 指定確認検査機関が特定行政庁に送付する文書であって、建築基準法（省令を含む）により署名等を要求されている文書については、次の方法により、データベースシステムを介して送付することができる。

- ① 指定確認検査機関は、データベースシステムを利用する際、第2条第6項記載のユーザーID及びパスワードを入力し、文書を送付する。
- ② 特定行政庁は、①によるユーザーID及びパスワードの入力を、デジタル行政推進法に基づく署名等に代わる措置として取り扱う。

（利用料金）

第4条 甲は乙に対し、契約サブシステム利用の対価として次の利用料金を支払う。

利用料金年額 金 円（税込）

ただし、利用料金月額については、次のとおりとする。

	税抜 利用料月額	消費税 及び 地方消費税額	税込 利用料月額
令和3年4月分	円	円	円
5月分	円	円	円
6月分	円	円	円
7月分	円	円	円
8月分	円	円	円
9月分	円	円	円
10月分	円	円	円
11月分	円	円	円
12月分	円	円	円
令和4年1月分	円	円	円
2月分	円	円	円
3月分	円	円	円
合計	円	円	円

- 2 甲は、第8条の規定により契約サブシステムの運用が停止されたときも、利用料金の支払を免れない。
- 3 甲は、第1項ただし書きに記載の利用料金を、乙の請求書を受理した日より30日以内に、乙の指定する金融機関の口座に振り込んで支払う。支払に必要な振込手数料等は、甲の負担とする。

（利用場所）

第5条 甲は、契約サブシステムを利用するための端末機器等の設置場所を、

次のとおり定める。

設置場所	組織名
(住所)	(課名)

- 2 甲が前項の設置場所を変更するときは、乙に対し事前に書面により届け出る。

(登録内容)

第6条 甲がデータベースシステムに登録する**建築行政事務情報**は、契約サブシステムのうち、下表A欄に掲げる区分に応じ、B欄に記載のとおりとする。

A	B
①台帳登録閲覧システム	建築基準法に定める台帳記載項目及び帳簿記載項目その他甲が事務処理上必要と認める情報
②通知・報告配信システム	建築基準法に定める指定確認検査機関から特定行政庁への報告記載事項その他甲が事務処理上必要と認める情報

- 2 甲は、登録された**建築行政事務情報**のうち、甲があらかじめ同意する情報について、第1条に記載された者が照会、閲覧及び利用することを認める。
- 3 前項の規定による照会、閲覧及び利用の範囲並びに対象者については、(別紙4)に記載する。
- 4 乙は、第1条に記載されたものの利用の便を図るため、本契約に係る契約サブシステムを甲が利用していることを公表することができる。
- 5 甲は、データベースシステムを第1条記載の者が閲覧、照会及び利用することに配慮し、甲が登録する**建築行政事務情報**の正確性に努める。
- 6 データベースシステムに登録されている**建築行政事務情報**について、登録されている者から訂正、追加又は削除の申立てがあったときは、甲は事実を調査し、甲の責任において必要な処置をとる。

(接続環境の整備)

第7条 甲が契約サブシステムへのアクセスに使用する接続回線及び満たすべき端末機器の仕様は、契約サブシステム詳細(別紙2)に記載する。

- 2 甲は、前項以外の接続回線を、契約サブシステムへのアクセスに使用してはならない。

(契約サブシステムの運用停止)

第8条 乙は、あらかじめ甲に通知して、点検、保守作業、法改正による契約サブシステム変更等のために契約サブシステムの運用を停止することができる。

2 乙は、天災等の不可抗力、火災、電力の供給停止、契約サブシステム格納施設の空調不具合、通信回線の事故等のときは、**建築行政事務情報**の保全のために、契約サブシステムの運用を停止する。

3 甲が次の行為を行った場合、乙は甲への通知なしに、総合管理センターで管理された契約サブシステムを停止することがある。

- ① 本契約に違反して第三者に契約サブシステムを利用させた場合
- ② 法令若しくは公序良俗に違反する行為を行った場合
- ③ 乙若しくは第三者に不利益を与える行為を行った場合
- ④ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為を行った場合
- ⑤ 第三者の設備等又はデータベースシステム用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為を行った場合

4 前3項の停止期間について、乙は甲に対し損害賠償の責めを負わない。

(事故等の調査・報告)

第9条 **建築行政事務情報**の漏えい等情報セキュリティー事故が発生した場合、乙はその原因を調査し、甲に報告する。

2 前項の調査のため必要な場合、乙は甲に協力を求めることができ、甲はこれに協力しなければならない。

3 甲は、第1項の報告について、必要と認める場合は監査を行うことができる。

(知的財産権の帰属)

第10条 甲及び乙は、データベースシステムに関する著作権、特許権その他の知的財産権が乙に帰属することを確認する。

2 甲は、契約サブシステムの利用に伴い、乙の知的財産権を侵害する行為を行ってはならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 乙は、**建築行政事務情報**に個人情報が含まれていることを認識し、その保護に最大限の努力をする。

- 2 個人情報の取扱いについて甲乙間で合意した場合は、その合意内容を別紙 5 として本契約の一部とする。

(秘密保持)

- 第 12 条 甲及び乙は、本契約の履行過程において知り得た秘密を他に漏えいしてはならない。
- 2 前項の秘密保持義務は、本契約の終了後も存続する。
 - 3 乙は、契約サブシステムの維持管理業務を担当する再受託者に本秘密保持義務を徹底させ、その責任を負う。

(契約期間)

- 第 13 条 本契約の有効期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(解除)

- 第 14 条 甲又は乙が本契約の条項に違反したときは、相手方は催告の上、本契約を解除することができる。
- 2 本契約が解除されたときは、乙は甲が登録した**建築行政事務情報**を契約サブシステムから抹消し、甲は契約サブシステムへのアクセス権を失う。

(損害賠償)

- 第 15 条 甲又は乙が本契約の条項に違反したときは、相手方はそれにより生じた損害の賠償を請求することができる。
- 2 法律上の原因の如何を問わず、乙が甲に対して負う損害賠償の額は、本契約記載の契約期間内において、本契約に基づき乙が甲より受領した金額を上限とする。
 - 3 乙は、次のいずれかの事項により甲に生じた損害について、甲に対する損害賠償の責を負わない。
 - ① 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - ② 契約サブシステムからの応答時間等、接続回線に起因する損害
 - ③ 乙が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトによって防げなかったコンピューターウイルスに起因する損害
 - ④ 善良なる管理者の注意義務をもってしても防御し得ないデータベースシステム用設備への第三者による不正アクセス若しくはアタック又は通信回線上での傍受
 - ⑤ データベースシステムのうち、乙の開発に係らないソフトウェア (O

S、ミドルウェア等) 及びデータベースに起因して発生した損害

- ⑥ 甲によるユーザー I D 及びパスワードの管理不備により発生した損害
- ⑦ 別紙利用規約に定める利用方法に違反したとき
- ⑧ その他乙の責めに帰すべからざる事由

(遅延利息)

- 第 16 条 甲又は乙が本契約に基づく債務の支払を遅延した場合、遅延の日から完済に至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した遅延利息を支払うものとする。ただし、天災その他やむを得ない理由により支払時期までに支払をしない場合は、当該理由の継続期間は、支払約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しない。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(データの返還)

- 第 17 条 本契約が終了したときは、乙は甲が登録した**建築行政事務情報**を甲に返還する。
- 2 甲が承諾するときは、乙は前項の返還に代えて、**建築行政事務情報**をデータベースシステムから抹消することができる。この場合、乙は甲に対し、**建築行政事務情報**がすべて抹消されたことの証明書を発行する。

(法令の改正)

- 第 18 条 **建築行政**に係わる法令・規則が改正されたときは、甲乙協議の上、本契約に必要な変更をすることができる。

(紛争の解決)

- 第 19 条 本契約について疑義が生じたとき、又は紛争が生じたときは、甲乙は互いに信義をもって誠実に協議する。
- 2 甲乙は、本契約に起因する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 4 年 4 月 1 日

甲

乙 東京都新宿区神楽坂 1 丁目 1 5 番地
一般財団法人建築行政情報センター
理事長 後藤 隆之

(参考3)

令和4年度共用データベース利用契約書別紙2「建築士・事務所登録閲覧システム(照会)編」例における読替箇所

※太字箇所が読み替え対象。実際の契約書においては、条項番号等が異なる場合があります。

別紙2 第2条第3項(契約サブシステム)関係

契 約 サ ブ シ ス テ ム 詳 細 (建築士・事務所登録閲覧システム(照会)編)

乙が提供する建築士・事務所登録閲覧システム(照会)の詳細について定める。

(目的)

第1条 建築士・事務所登録閲覧システム(登録)(以下「建築士システム」という。)は、建築士名簿(資格、処分歴、定期講習受講歴等)、建築士事務所登録簿(管理建築士、処分歴、年次報告等)を、国と中央指定登録機関及び都道府県並びに指定登録機関等が登録し、これら情報の一部を**特定行政庁**、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関が照会・閲覧するためのシステムである。

(機能)

第2条 建築士システム・照会(以下「建築士システム」という。)の機能及び操作方法は、乙が甲に提供する操作マニュアルによる。

(電算処理業務)

第3条 本契約第2条第3項の規定により乙が行う建築士システムに係る電算処理業務は、甲が建築士システムにアクセスする間、前条に規定する機能に従い、甲の操作に応じて、次のとおりとする。

- ① データベースからの検索を行い、甲の端末機器にその結果を表示する。
- 2 電算処理業務の運用時間は、午前5時から翌午前0時までとする。

(動作環境)

第4条 本契約第7条の規定による甲が建築士システムへのアクセスに使用する接続回線及び端末機器の仕様は、次のとおりとする。

① 接続回線

特定行政庁にあつては、総合行政ネットワーク(LGWAN回線)

指定確認検査機関にあつては、乙が設置した回線

② 端末機器(パソコン)の動作環境

オペレーティングシステム(OS): Windows8.1以上

ただし、動作保証は、OS開発元のサポート期限までとする。

ブラウザ: InternetExplorer、MicrosoftEdge、GoogleChrome、Firefox

ただし、動作保証は、ブラウザ開発元のサポート期限までとする。